

普通救命講習Ⅰ・ 上級救命講習

毎月実施している普通救命講習Ⅰの内容に加え、新生児・小児に対する心肺蘇生法や傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を組み入れた上級救命講習も実施します。

対象 中学生以上の市民または市内勤務者

日時 7月21日(日)①普通救命講習Ⅰ 9時~12時 ②上級救命講習 9時~17時

持ち物 筆記用具

費用 無料

申込方法 事前に電話申込

※当日受付不可

場所・申込・問合せ 石狩消防署警備課(花川北1-1)

☎74-7024

保険・年金

後期高齢者医療制度

【新しい保険証に変わります】

現在ご使用の保険証(被保険者証)ならびに申請により



り住民税非課税世帯に交付されている「後期高齢者医療限度額適

用・標準負担額減額認定証」の有効期限が、ともに7月31日です。新しい保険証を7月中に送付します。新しい保険証はピンク色、減額認定証は水色です。

※更新手続きは不要

【保険料について】

保険料のお支払いは「年金天引」と「口座振替」を選ぶことができます。「口座振替」を希望される方は、別途申請書類が必要です。お申し出ください。

※平成25年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

※災害、失業、そのほか特別の事情で保険料の支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります

問合せ 国民健康保険課

☎72-3125 / 厚田支所市民生活課 ☎78-2886 / 浜益支所市民生活課 ☎79-2112

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費

【新しい受給者証に変わります】

現在お持ちの各医療費受給者証の有効期限は、7月31日です。引き続き該当する方、また7月31日までは所得要件等のため受給者証の交付がなかった方

も、平成24年中の所得や控除額の状態により8月1日から助成対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

○**重度心身障害者医療費受給者証** 8月以降の資格を判定するため、平成24年中(1~12月)の所得審査をし、該当者には7月下旬に受給者証を送付します。

問合せ 国民健康保険課 ☎72-3125

○**ひとり親家庭等医療費受給者証**

8月以降の資格を判定するため、平成24年中(1~12月)の所得審査を行います。養育費については、平成24年中に受け取った養育費の8割を所得として計算します(児童扶養手当制度に準じます)。年間所得額+養育費の8割が「236万円+扶養人数×38万円」以上の場合は、養育費の申告が必要です。

申告期限 7月12日(金)

持ち物 印鑑

問合せ こども家庭課 ☎72-3128

【高額療養費の請求事務を簡素化するためにご協力を】

市民の声を活かす 審議会のうごき

●5月の審議会等開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開	開催数
8	生活安全推進協議会(市民生活課)	(仮称)石狩市暴力団の排除の推進に関する条例(素案)について	公開	0
16	手話に関する基本条例(仮称)の制定に係る検討会(障がい支援課)	石狩市手話に関する基本条例(仮称)に係る提言依頼	公開	4
20	奨学審議委員会(学校教育課)	平成25年度奨学生の選考について(諮問)	非公開	—
21	石狩浜海浜植物保護センター運営委員会(石狩浜海浜植物保護センター)	平成25年度事業について	公開	2
22	使用料、手数料等審議会(財政課)	使用料、手数料等の改定について	公開	0
24	社会教育委員の会議(社会教育課)	(仮)市民講座「石狩市のコミュニティの現状」の取り組みについて	公開	0
27	浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	浜益区の観光の活性化に係る検討会経過報告について	公開	0
28	手話に関する基本条例(仮称)の制定に係る検討会(障がい支援課)	条例素案の概要について	公開	13
29	行政改革懇話会(総務課)	今年度の懇話会活動の進め方について	公開	1
29	障害者自立支援認定審査会(障がい支援課)	障害者自立支援法に基づく介護給付申請者の障害程度区分の審査	非公開	—
30	厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	地域振興事業の取り組みについて	公開	1
30	介護認定審査会(高齢者支援課)	要介護認定の審査、判定(5月中7回開催)	非公開	—

問合せ 協働推進・市民の声を聴く課 ☎72-3153

国保「高齢受給者証の更新」

入院や高額な外来診療の予定がある時は、高額療養費・食事代の軽減のため、あらかじめ加入の健康保険より「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。詳しくは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証の各問合せ先まで。

「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日です。70歳以上の国民健康保険加入者は、7月下旬に受給者証を送付します。 ※更新手続きは不要

【限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】

厚田支所市民生活課 ☎72-3123
浜益支所市民生活課 ☎79-2112

①「国民健康保険限度額適用認定証」と②「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日です。認定証の交付を希望される方は、国民健康保険被保険者証を持参し、申請してください。

②の交付を希望し、過去1年間で90日以上入院がある場合は、入院費の支払明細書や領収書など入院日数が分かるものも持参してください。

申請・問合せ 国民健康保険課
厚田支所市民生活課 ☎72-3123
浜益支所市民生活課 ☎79-2112

花火はきれいで楽しい風物詩です。正しい遊び方で火事や事故を防ぎましょう。○人や物に向けない。○消火用バケツを用意する。○子どもだけでやらず、大人と一緒に遊ぶ。○一度にたくさんの花火に火をつけない。○完全に消えているか確認する。(消防署予防課)

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで一時的に保険料を納めることが困難な場合、申請により所得に応じて保険料の全額または一部が免除となる制度があります。

免除対象期間は7月～翌年の6月分(申請日が1月～6月までの場合はその年の6月分)までの保険料です。 ※申請者ご本人のほか、配偶者、世帯主の所得が一定額以上の場合には免除が認められない場合があります

▼免除が承認されたときの納付額と年金額への反映割合

	納付額(平成25年度の1カ月分)	年金額への反映割合※
全額免除	—	1/2
4分の3免除(4分の1納付)	3,760円	5/8
半額免除	7,520円	6/8
4分の1免除(4分の3納付)	11,280円	7/8
通常納付の場合(免除なし)	15,040円	1

※通常通り納付した場合を1とする

○承認を受けても全額免除以外の方は減額された保険料の納付が必要です。
○免除の承認を受けた方が将来

受ける年金額を満額に近づけるために、10年以内であれば免除された期間の保険料を納付することができません(追納制度)。
※保険料免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされた額での納付となります

問合せ 市民課国民年金担当
☎72・31222

そのほか

施設・市有地の売却

【旧教育支援センター】
売却物件 土地・所在：花川南5条2丁目206番・207番／面積：707・30㎡／地目：宅地(206番地は雑種地)／建物：用途：旧教育支援センター／建築年：昭和44年／延床面積：234・45㎡／構造：木造2階建
最低売却額 1280万円
【厚田区市有地】
売却物件 土地・所在：厚田区厚田6番12／面積304・05㎡／地目：宅地

最低売却額 114万8700円
対象 市内在住の方・市内の法人
【共通事項】

売却方法 一般競争入札により売却(厚田区市有地は対象限定)募集期限 7月19日(金)※土・日祝日を除く
入札予定日 8月2日(金)
提出書類

○個人 ①一般競争入札参加資格審査申請書(市役所財政課に設置) ②住民票(本人分)
③身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
○法人 ①一般競争入札参加資格審査申請書(市役所財政課に設置) ②商業登記簿謄本(または営業証明書)

申込・問合せ 財政課
☎72・3646

市街化調整区域の土地利用

市街化調整区域は、一般の住宅や工場のほか、簡易なプレハブ構造の建物など、用途や基礎の有無にかかわらず、建物の建築が規制されています。また、農家の住宅や納屋を一般の住宅や倉庫といった別の目的に利用するための用途変更も規制されています。土地や建物の売買の際はご注意ください。

問合せ 建設指導課
☎72・3141

情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

平成24年度の情報公開制度・個人情報保護制度の請求件数は、平成23年度と比較すると情報公開制度は8件の減、個人情報保護制度は同件数でした。なお、異議申し立てはありませんでした。

※市の情報公開条例(第6条)・個人情報保護条例(第6条)において、毎年、制度の実施状況および運用状況を公表することが定められています

▼情報公開制度

実施機関の名称	開示の請求件数	全部開示決定件数	一部開示決定件数	不開示決定件数	文書不存在決定件数	存在応答拒否決定件数
議会	0	0	0	0	0	0
市長	10	6	2	0	2	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	10	6	2	0	2	0

▼個人情報保護制度

実施機関の名称	開示の請求件数	全部開示決定件数	一部開示決定件数	不開示決定件数	文書不存在決定件数
議会	0	0	0	0	0
市長	3	1	0	0	2
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
計	3	1	0	0	2

【情報公開コーナー】

審議会の議事録等をはじめとした行政資料の棚があります。行政資料については、コーナー内で閲覧ができ、A3判まで1枚10円で、その場でコピーもできます。

パンフレットについては、自由にお持ち帰りください。また、パソコンでインターネットを利用することや(10分100円)、ファクスを利用することもできます(1通100円)。

問合せ 情報推進課
☎72・3681